

## 委員および一般からのご意見

### ①委員からの流域委員会の審議に関する意見、指摘 (2004/10/4～2004/10/16)

頁	委員名	受取日	内容
2	倉田委員	04/10/16	委員会の課題検討の進め方への反省
3	畚野委員	04/10/14	ダムWGの今後の進め方について (041008版) への意見
4	水山委員	04/10/08	ダムWGの今後の進め方

### ②一般からの流域委員会へのご意見、ご指摘 (2004/10/04～2004/10/15)

No.	発言者 所属等	受取日	内容
502	佐川克弘氏	04/10/04	「建設中のダムと利水」が寄せられました。 →別紙502-1をご参照下さい。
503	佐川克弘氏	04/10/04	『『近年の少雨傾向』と河川管理者の“説明責任”』が寄せられました。 →別紙503-1をご参照下さい。
504	近藤ゆり子氏	04/10/04	「意見書－水資源開発促進法に基づいて計画された丹生ダム・川上ダム建設工事を直ちに凍結し、計画を白紙に戻すことを緊急提言することを求める－」が寄せられました。 →別紙504-1をご参照下さい。
505	佐川克弘氏	04/10/04	「淀川（下流）利水使用者別・取水実績のご報告」が寄せられました。 →別紙505-1をご参照下さい。
506	佐川克弘氏	04/10/04	「河川管理者との質疑応答結果のご報告」が寄せられました。 →別紙506-1をご参照下さい。
507	月ヶ瀬憲章の会 浅野隆彦氏	04/10/06	「『架空データを批判する』＝島ヶ原上流域319m/m引き伸し雨量の怪＝」が寄せられました。 →別紙507-1をご参照下さい。
508	佐川克弘氏	04/10/06	「ダムの審議にお金の心配は無用」が寄せられました。 →別紙508-1をご参照下さい。
509	佐川克弘氏	04/10/06	「利水安全度の低下は一度もなかった！」が寄せられました。 →別紙509-1をご参照下さい。

委員会の課題検討の進め方への反省  
－委員の焦燥・諦観発生の克服のために－

過日(10/8)水山委員「ダムWGの今後の進め方」意見に賛成である。それと同時に、先日来の委員間に漂い始めている焦燥・諦観を深く憂い、敢えて、これまでの委員会の課題検討の進め方についての反省を行いたい。

河川整備の基本方針が、これまでの治水・利水に加えて新たに環境(再生・保全)問題をも「目的」として取り組むことになったことは、今更言うまでもない。その根本理由は、人類社会の化学・工学的開発を中心とする近代文明の進展が、自然環境の不可逆的な変化を惹起し始めていることへの反省と、そうした変化の進行に歯止めをかけ、健全な環境系を維持する対応策への取り組みの必要性にある。ところが、環境問題は縦割り学問や縦割り行政では存分に踏み込みえないため、水に関する関係省庁合同の「健全な水環境構築のための計画づくりに向けて」と題するレポートが、平成15年10月に取りまとめられもしている。これを踏まえるならば、淀川水系流域委員会での資料提供も、農林水産省や他省庁関係資料も十分に提供が図られて良かったらうにと、歯がゆい思いが残る。それはさて置いても、本委員会は先ず「環境問題」への取り組みを最優先させるべきであった。

その具体的手続きとしては、従前の治水・利水目的の河川改修の具体的事例について、それらが環境へのインパクトを与える要素や条件が、どういう点で、どの程度あったのか、なかったのかの総点検することから手がけるべきで、それが洗い出せれば、次に、今後の河川改修のあり方についての改善策の検討を進め易くなるはずである。今、委員間に焦燥や諦観を生じさせている原因は、端的に言えば、環境問題は「後回し」として論外に置いてきたことにある。ダム問題を取り上げるに際しても、ダムに係わる環境問題をこそ優先させるべきであったが、水域の唯一の生物資源循環に係わる環境産業とも言える漁業とダムの関連についての点検を求める意見を毎年1回は提出し続けてきたが、「漁業は環境問題で取り上げるから後回しで、ダム問題の決着後にしてくれ」と、毎回却下され続けてきた。ダム問題が片づかぬので環境問題は論外とし、ダムと治水に関する検討に終始する経過は残念でならない。ダム問題にしても、他の河川改修問題にしても、環境面に対する討議を含めて行えるはずで、むしろそれが必要だと認識があって、第一討議課題として取り上げることに異を唱える委員はなかったはずではなかったらうか。『意見書・2-1頁、河川環境』で、『基礎原案の「河川整備の方針」や「具体的な整備内容」では、当面実施可能な事業に大きな比重を置くあまり、従来型の治水・利水事業の抜本的見直しに至っていない面がある』との指摘は、そのまま現在までの委員会の検討姿勢に当てはまる反省点のように思えてならない。同左の同頁に「流域全体の河川環境・生態系機能の回復や水質環境の統合的管理に向けた取り組みも大きな課題として残っている」との指摘も、そのまま、現在までの委員会に当てはまる様に思え、一部委員の諦観を誘う原因になっているのであろう。

本委員会の課題を今一度考え直すべく、それを図示してみると、次の図のA<sub>1~4</sub>、B<sub>1~4</sub>、C<sub>1~4</sub>の点検にこそあり、環境だけを切り離して説くのではなく、今後の「河川改修及び他

の手段」について如何にあるべきかの提案を求められていると考えたい。その重要点は、環境・生態系の回復・保全に寄与する「河川改修及び他の手段」という条件でそれを求められていると考えたい。

図. 課題検討図

		目的（目標）		
		治水	利水	環境
河川改修及び他の手段	ダム(頭首工含む)	A <sub>1</sub>	B <sub>1</sub>	C <sub>1</sub>
	河道変更・増減	A <sub>2</sub>	B <sub>2</sub>	C <sub>2</sub>
	堤防補強等	A <sub>3</sub>	B <sub>3</sub>	C <sub>3</sub>
	代替案	A <sub>4</sub>	B <sub>4</sub>	C <sub>4</sub>

ダムWGの今後の進め方について（041008版）への意見

1. 「手順」の表現変更についての疑問

041004版中間報告で述べられていた検討の手順と比較しますと、若干、表現が緩和されたという印象があります。とくに、「ダム建設の中止を勧告」の文字がなくなり、文末が「検討する」とか、「検討する必要がある」となりました。ダムWGは「検討」した結果を委員会へ報告する権限はあっても、「勧告」する権限はないという意味でしょうか？その報告をもとに、委員会レベルでさらに検討を経た結果、必要ならば、委員会から河川管理者側へ最終結論として、何らかの「勧告」を出すことは可能なのでしょうか？

2. ダム以外の実行可能な方法（いわゆる代替案を含む）の検討について望みたいこと

時間が切迫していると言われるためか、河川管理者が提示する各方法に対して、委員会からの意見が十分出しきれて居ない場面が多いのではないのでしょうか？河川管理者が、簡単に諦めてしまったような説明をしたとしても、委員から見れば、20ないし30年のスパンのなかで、まだまだ何とか努力して、より良い方向に改善して頂きたいことを、この際、黙って見過ごすことは良くないと思います。

たとえば、私として、以下の例について気がかりが解消されていません。委員の皆様の良いお知恵をお借りしたいと願っています。

不思議なことに、他のダムでは代替案として挙がっていなかったと認識していますが、余野川ダム代替案資料では森林保水機能案というのが出ています。(第2回余野川ダムWG, 資料1-1, P10)

検討結果は「規模の大きい洪水では定量的効果は期待できない」とされ、日本学術会議

からの農林大臣諮問への答申（平成 13 年 11 月）を引用されています。この答申を庶務の手を煩わして入手しましたが、これは、たんなるプレスリリースに過ぎず、論拠とされる学術（または技術）報告の体をなして居ませんでした。また、代替案資料には「猪名川流域は山林が 61%と最も多いが現状以上の増加は困難」という趣旨の記述がありますが、森林の保水機能は面積だけから評価できるものではありません。まったく不十分な検討資料と言わざるを得ないでしょう。

森林の質が保水機能に与える影響について真剣に研究する時期が来ているのではないのでしょうか？その端緒となる試みはすでいくつか現われています。

- 例 1. 川上委員提供資料。「人工林への誤解を解く」パンフレット（2001.12.28 提供）
- 例 2. 吉野川流域ビジョン 21 委員会「吉野川可動堰計画に代わる第十堰保全事業案と森林整備事業案の研究報告書」（2004 年 3 月発行）
- 例 3. 「森林保水力 自然林は 5 倍 表流量を人工林と比較」熊本日日新聞（2004 年 10 月 1 日）

#### ダムWGの今後の進め方

1. 現状で踏み込んだ報告書を作成することは無駄であり、経過報告にとどめるべきと考える。
2. 治水については、ダムを含む総合的判断が必要で、工法も定まらず、用地等を含めて考えると全区間の実行は不可能な堤防補強を結論とすることには反対する。

すべての方法を委員が検討するのは不可能である。その作業を現在行っている結果を待って議論すべきである。なぜ、不十分な検討を急いで行う必要があるのか理解できない。

## “建設中のダム”と利水

先般河川管理者は“建設中のダム”の水需要についての「精査確認」の結果を早急に報告することを表明しました。当然だと考えます。一日も早く報告されることを期待しておりますが、問題はその内容だと思います。というのは国土交通省土地・水資源局水資源部水資源計画課の『需給想定調査調査表』の「水道用水2-1供給想定値」は今後も水資源開発を続ける前提としか思われない様式となっていて、既得水利権が想定値を上回る場合、水利使用者がそのままよいのか、或いは過剰水利権を放棄（譲渡）してもよいのか、よいとすればその水利権量はイクラか、具体的に記入する欄が見当たらないからです。※万一河川管理者が『需給想定調査調査表』に基づく水利使用者の個別報告を以て「精査確認」とされたら（大阪市のよう）過大な水利権を抱えて困っていると見られる水利使用者が切り捨てられてしまう恐れがあります。

貴委員会はH15年12月、『基礎原案』に対する『意見書』に於いて

『利水に関する整備方針として、基礎原案では、「水需要の抑制」を最初に挙げるとともに、具体化する方策として、「水需要の精査確認」、「水利権のみなおし用途間転用」、「既存水資源開発施設の再編と運用の見直し」を取り上げている。これらはいずれも提言が示した方向に一致しており、積極的に推進することを要望する。』

『近年の「利水安全度評価」の算出根拠が明らかにされていないので説得力に欠ける。基本的な問題として水需要の実績が予測を大幅に下回っていることを無視しており、この点においても著しく説得力に欠ける。だれもが納得できる根拠に基づいて用途間転用を進めるべきである。』と述べられ、『利水部会意見』ではさらに踏み込んで

『望むらくは用途間転用は工水から上水だけでなく、農水から上水へ、上水から上水へ、農水から農水への可能性も検討できないか。』

と述べられています。

私がこれまで貴委員会に寄せた意見は、基本的に貴委員会の意見と一致していると自負しております。河川管理者の「精査確認結果」を貴委員会が「精査確認」される時、上記の問題点を徹底的に「精査確認」していただきたくお願い致します。（第4回利水部会検討会・資料2-3-1は「精査確認」に非常に役立つと考えます。）

なお（くどいと言われるかもしれませんが）京都府営水道の問題点は水利権が偏在していることにありますので、そのことを踏まえて「精査確認」して下さるよう重ねてお願い致します。

以上

※『調査表』の様式については第5回ダムWG「参考資料1 496-6~8」参照。

2004. 10. 2

佐川克弘

## 『近年の少雨傾向』と河川管理者の“説明責任”

最近の流域委員会に於いて河川管理者はさかんに『近年の少雨傾向』を強調しています。しかし私はそのことと「利水安全度」とどのように拘わって来るのか河川管理者は十分に“説明責任”を果たしていないのではないかと考えます。以下に具体的に挙げてみます。

## (1) 降雨量 (→第4回WG資料1-8-1)

別紙3に「近年20年程度の渇水年の降水量」として

昭和53(1978)年	1,430mm
昭和59(1984)年	1,440mm
昭和62(1987)年	1,442mm
平成6(1994)年	1,208mm
平成12(2000)年	1,465mm

を挙げています。

ここで「年間降水量が最小ではない昭和14年に最大渇水となるのは、降水時期の問題」なのだったら、月別降水量もデータを提供すべきだったと考えます。

なお「近年20年程度」はここでは「近年23年」ですが、このように恣意的としか考えられない期間を設定することに対して(私はこの問題を「H6年・取水制限したら増えていた給水量!」=第5回WG参考資料1で指摘しました。)流域委員会でもなにも河川管理者に問いたださなかったことは誠に遺憾であると言わざるを得ません。

## (2) 利水安全度 (→第3回WG資料1-3)

p13で「淀川下流部の確保可能量(フルプラン完成施設)」が示されています。そして「最近、全量補給出来ない頻度が増加している 最近20年2位は昭和59年で75%程度の実力」と説明されています。具体的に全量補給できない年は

昭和59年  
昭和61年  
平成6年  
平成7年

の4カ年であったとしています。

ここで昭和61年は(1)では何故か渇水年ではなく、渇水年とされた昭和62年は何故か「実力」が低下せず、渇水年ではない平成7年は何故か「実力」が低下していることになります。

しかし問題は「実力低下」の詳細内容とその際の周辺データです。思いつくまま列記してみます。

- ①「実力低下」したのは365日間続いたのかどうか。具体的に発生日を明らかにしてもらう必要がある。
- ②その時の流量は?
- ③その時の琵琶湖、木津川ダム群、日吉ダムの放流量は?
- ④その年の琵琶湖水位はどのように変動したのか?
- ⑤その年の月別降水量は?(琵琶湖集水域、木津川ダム群集水域、日吉ダム集水域別に)
- ⑥制限率別取水制限日数。その結果としての取水実績。
- ⑦維持流量に対するカット率別実施日数。その結果としての維持流量。

## (3) 淀川水系の水需給 (→第3回WG資料1-2)

この資料の最大の問題点はp5に記載された「淀川水系における水需給の現状」のグラフです。ここに掲げた「水供給実力低下」が捏造であったことは重大です。この問題は「近年20年程度」のような“可愛げのあるチョロマカシ”ではなくて淀川水系の水需給の根幹にかかわる大問題だからです。ここで私は流域委員会各位、特に（フルプラン淀川部会の委員に名前を連ねている）池淵周一、嘉田由紀子、榎村久子の三氏は失礼ながら委員としての“職務怠慢”だと考えます。何故なら流域委員会に河川管理者が提出したデータが捏造であったと指摘された以上、流域委員会として河川管理者、具体的には宮本河川部長に質問してしかるべきだと思われるのに質問していないからです。（第5回WG参考資料1 495参照。）

資料のp1に戻ります。このページの下段に「淀川下流における都市用水の取水状況」のグラフが掲載されています。このグラフの対象期間が92～01年の10年間なので(1)の「近年23年」とは9年、(2)の「実力低下」とは7年重なっていることとなります。ここで「渇水年」「実力低下年」とこのグラフを比較すると

- ①平成6（1994）年は「渇水年」であり「実力低下年」でもあるが平均取水量も最大取水量も突出している。
- ②「実力低下」したとされる平成7（1995）年に際立った変化は認められない。
- ③同じく「実力低下」したとされる平成10（1998）年は、平成7年以降減少傾向が読み取れる平均取水量のトレンドを反映している。
- ④平成12（2000）年も「渇水年」に指定されているが、取水したくても取水出来なくて取水できず時間給水した水道事業者があったとか、操業を短縮した企業があったとか聞いたことがない。

要はこのグラフは既得水利権が実需に対して過大であることを示している以外の何物でもないと考えます。また1/10確率を超える平成6（1994）年に於いて実施した取水制限は実質的には“掛け声”だけであったことが証明されたこととなります。

## (結論)

- 1) 河川管理者は「近年の小雨傾向」「実力低下」に関して“説明責任”を果たしていない。
- 2) データを捏造するに至っては論外であり、猛反省を求める。（このような行動は自らの信頼性を失うだけで、今後注意深く見守るべき「近年の小雨傾向」の問題の検討に役立たなくなることを認識すべきだ。）

以上

※第3回WG資料1-2のグラフの水利権量102.269m<sup>3</sup>/Sに対して、資料1-3（p4）の淀川（下流）の水利権量は（計算すると）102.611m<sup>3</sup>/Sとなる。両者が異なる理由も“説明”していただく必要があると思います。

淀川水系流域委員会ダム WG 御中

2004年10月4日

## 意見書

一水資源開発促進法に基づいて計画された丹生ダム・川上ダム建設工事を直ちに凍結し、計画を白紙に戻すことを緊急提言することを求める一

近藤ゆり子  
〒503-0875 大垣市田町 1-20-1  
TEL/FAX 0584-78-4119

報道によれば、『琵琶湖・淀川水系で、国などが計画する5ダム事業の是非を検討している国土交通省近畿地方整備局の専門家会議「淀川水系流域委員会」が29日、大阪市であり、ダム作業部会が「利水目的でダム建設の必要性は容認できない」という見解を示した。』という（毎日新聞9/30）。

とすれば、水資源開発促進法に基づいて、水資源開発公団から衣替えした水資源機構が建設することとなっている＝水資源機構が事業者となっている丹生ダム・川上ダム計画はその法的根拠を失う（水資源促進法第1条・第12条/独立行政法人水資源機構法第12条1号/旧水資源開発公団法第18条）。

水資源機構が事業者となっている丹生ダム・川上ダムに係る全工事は、新たな河川整備計画において、中止する、あるいは基本計画を変更して（別目的で）なお建設する、のどちらかの結論が出るまで、完全に凍結するべきである。

淀川水系流域委員会に対して、近畿地整は繰り返し「工事を新たな段階に進めない」と説明してきたが、その間にも水資源開発公団＝水資源機構は両ダム関連工事に携わり続けてきた。その「既成事実」が積み上がることで、ダムが中止しにくくなって行く。

昨年7月に出来た「独立行政法人水資源機構法施行令第18条～第42条」（いわゆる「撤退ルール」）につき、国土交通省河川局は「撤退しやすいルール」と説明する（03年8月11日～12日河川局治水課）一方、「具体的な数字は水資源機構（当時は水資源開発公団）しか把握していない」と言う。

そして水資源機構（当時水資源開発公団。以下「水機構」という。）は、「撤退に伴って余分にかかる費用の全てを撤退する利水者に負わせる（「撤退しにくいルール」）」と解釈する（03年8月11日水資源開発公団本社総務部総務課）。

これでは、結局「撤退しにくい数字」が利水者に提示され、負担者を変えたとしても「ダム建設続行」という結論に傾きやすい。

その典型的悪例が水機構・徳山ダム（総貯水量6億6000万トン＝浜名湖2杯分）である。

今年7月15日、木曾川水系徳山ダムの事業費大幅増額（+960億円＝3500億円）の事業実施計画変更が国交省により認可された。

従前の事業費の97%を使い果たし、04年度概算要求では「はみ出してしまう」ことが明ら

かになった04年8月になって、水機構は「1010億円の事業費増額」を発表した。負担が増大する関係県市から批判が相次ぎ、調整がつかないまま年末までもつれ込んだ。予算編成を目前にして「960億円増額やむなし」を中部地整事業評価監視委員会（\*1）の「お墨付き」をもって予算要求をした。この「お墨付き」を与えた中部地整事業評価監視委員会の議論は「ここまでやってしまったから仕方がない」という以外の何も無かった。これではただただ「既成事実を積み上げた者の勝ち」である。このときは、さすがの財務省が「法的根拠に欠ける」として従前の事業費の枠一杯の予算しか認めなかった。

\*1：このときに中部地整は「治水計画の考え方」という資料を作成し、徳山ダムによる洪水調節を大きくする「治水計画変更案」を出した。これは、河川法改正直前の1996年6月に中部地建河川部・上総周平河川調査官（当時）が、市民団体の会合で「次に木曾川水系の治水計画を変更するときは、バックデータも示して、流域住民の皆様のご意見を聴きます」と言ったことに真っ向から反する。即ち河川法第16条の2の改正趣旨を逸脱する脱法行為である。

焦った中部地整・水機構は、2000年目標年の従前の木曾川フルプラン全部変更を急いだ。しかし、いかに数字を誤魔化して過大予測をしても徳山ダムの新規水需要は見込めず（相当な過大予測をしても長良川河口堰の水はなお『余る』）、国交省は「施設実力調査」なるまやか（\*2）でわずかな新規利水を作成し、大部分を治水容量に振り替えることで徳山ダム建設を認めるフルプラン全部変更を行った。結局、960億円の事業費増額分の大部分を「治水」という名目にする（繰り返すが事実上の河川法第16条の2の僭脱である）ことで、徳山ダムのトの字も知らない全国の納税者に負担をつけ回したのである。

\*2：近年の流況悪化により、木曾川水系の既設水源施設の「実力」が大幅な低下している、としている。計画策定時とは流況が大きく異なっていることは事実である。しかし

- ① 従来の計画策定の手法に新たな数字を入力しただけの計算結果「〇%」が、真の「実力」を反映してはいない。
- ② 計算の前提となる「馬飼50m<sup>3</sup>/Sルール」等の見直しが一切検討されていない。
- ③ 将来計画の確保水源の数字をこの唯一の「〇%」に切り下げて、新たな水源施設建設の理由とするのは、暴論である。
- ④ それほど流況が変化したら、治水計画における数字（基本高水流量等）も見直すべきなのに、木曾川水系（本川）では、河川法16条も16条の2も全く手もついでいない。

「はじめに徳山ダム建設ありき」と批判されても仕方がない手法である。

同じ轍を踏まないために、このダム作業部会で、「直ちに丹生ダム・川上ダムの全工事を凍結すべし」という緊急提言を近畿地整に対して行うべきである。

以上

\*1, \*2に関しては

徳山ダム建設中止を求める会・事務局サイト <http://tokuyama-dam.cside.com/> 内の「5月11日付け 木曾川部会への意見書」（富樫幸一岐阜大学助教授／伊藤達也金城学院大学教授／在間正史弁護士／近藤ゆり子）及びその後の「徳山ダム建設中止を求める会」の声明などを参照されたい。

※庶務注）個人情報の掲載については御本人の許可を得て掲載しております。

## 淀川水系流域委員会殿

2004. 10. 2

佐川克弘

## 淀川（下流）水利使用者別・取水実績のご報告

首記の件、私は河川管理者に問い合わせ中であることをお知らせしておりましたが（第5回ダムWG参考資料1 494）今般回答が届きましたので下表の通りご報告致します。この実績表は第3回ダムWG資料1-3p4のデータに平均取水実績量を加えたものになります。試算すると平均取水実績は権量の61%と私の予想（65～70%）を下回りました。

なお「3種類の水が流れている淀川」で第2回3ダムサブWG資料1-4-1の農水について農閑期にも水を流すのは“検討条件”として疑問と指摘致しましたが、聞いてみると私の誤解であることが分かりましたので、河川管理者の「名誉」のために取り消します。

## 水利使用者別・取水実績一覧表

※単位：M<sup>3</sup>/日

※期間：H5～14

水利使用者名	①水利権量	②最大取水量	③平均取水量	水利の 名称
阪神水道	1,193,875	999,130	754,587	水道
大阪市	2,676,326	1,972,598	1,521,309	
大阪府	2,227,824	2,154,730	1,659,298	
枚方市	130,032	130,032	118,363	
守口市	62,381	62,381	53,727	
尼崎市	86,054	77,501	27,152	
伊丹市	50,198	48,989	32,560	
寝屋川市	13,824	13,824	12,550	
西宮市	11,750	11,664	9,755	
吹田市	30,240	29,981	27,330	
大阪市	306,288	168,653	115,588	
大阪府	840,499	590,890	436,947	
伊丹市	42,077	39,744	22,118	
尼崎市	259,805	164,506	92,451	
西宮市	50,026	40,954	21,673	
神戸市	114,307	92,275	40,827	
大阪臨海	159,840	97,459	48,616	
水資源開発公団	25,488	5,184	3,262	
私企業 7件	584,755	517,536	413,135	
合計	8,865,589	7,218,031	5,411,248	

## 淀川水系流域委員会殿

2004.10.3

佐川克弘

## 河川管理者との質疑応答結果のご報告

私は『「琵琶湖の水位低下抑制」と「異常渇水時の緊急水の補給」』に関して河川管理者に数回質問致しましたが（その一部は第5回ダムWG参考資料1 490-3～4参照）今般回答が届きましたので、その内容をそのままご報告致します。私はこの回答に基づきS14～16年のシュミレーションをトレースしてみたいと考えておりますが、委員各位のご検討に役立てていただければ幸いです。なおp5の「水利使用者別・取水実績」については別途ご報告致しました。

追って正式には庶務から連絡があると思いますが、3ダムSWGの配布資料が下記の通り訂正されていることにご注意下さい。（p5参照）

## 記

訂正対象＝第2回3ダムサブWG資料1-4-1別紙3

訂正箇所＝近年23年の渇水年の降水量 平成12年

訂正前 = 1, 465mm

訂正後 = 1, 566mm

以上

9/13付「琵琶湖の水位低下抑制」と「異常渇水時の緊急水の補給」についての質問の回答

(1) 渇水年の定義

近年の降雨量の少ない年という意味で例示をしています。

(2) 枚方確保流量

枚方確保流量は、下流維持流量(70m<sup>3</sup>/s)に下記の①②を加えたものです。

- ①上工水はH13の実績最大取水(73.449m<sup>3</sup>/s)に琵琶湖総合開発の計画月別波形をかけたもの
- ②農水は水利権量の1/2の水量を4/1～10/31の期間確保

枚方確保流量は次の通りです。

(m<sup>3</sup>/s)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
122.516	125.968	125.674	133.333	137.079	141.413	148.611	150.961	149.198	140.752	127.951	126.996

(3) 下流維持流量

維持流量は、その河川にとって最低限必要な流量と考えています。

(4) 近年20年

今後の参考とさせていただきます。

(5) 水需要の抑制

近畿地方整備局では、水需要の抑制のため以下の取組を実施しています。

- ポスター、パンフレットの関係機関への配布と河川愛護月間行事への活用。
  - ・ポスター約500枚、パンフレット約6000枚、チラシ約11000枚
- 京阪電鉄での車内、駅貼り広告を実施。
  - ・車内掲示 ドア横 780枚(7/26～8/3 8/6～8/12)
  - 中つり 800枚(8/8～8/15)
  - ・駅掲示 26枚 1550枚(8/3～16)
- 阪急電鉄での車内広告を実施。
  - ・車内掲示 ドア横 (7/27～8/2)
- 新聞広告
  - ・毎日新聞(9/19)
- テレビ(KBS、サンテレビ)での節水CM
  - ・7月～8月放送
- ラジオ(ラジオ大阪)「きんき1週間」で節水のPR
  - ・6月16日放送
- ラジオ、テレビによる琵琶湖淀川の問題を考えるキャンペーン
  - ・ラジオ番組(コーナー)、ラジオCM、キャラバン、ニュース等でのPRを予定又は実施中
- 水の使い方を考えるシンポジウムを開催
  - ・8月29日(京都リサーチパーク 入場者数115名)
- 近畿ゆめ通信により、各市長村等へ配信

関係機関との情報共有の強化

○関係機関と今後の渇水対策会議のあり方に関する意見交換会を実施  
3月29日(淀川水系全体) 6月15日(木津川関係)  
5月19日(猪名川関係) 7月14日(日吉ダム関係)  
5月28日(室生ダム関係) 7月21日(琵琶湖淀川関係)

(6) 代替案

天ヶ瀬ダム再開発も琵琶湖の水位管理に関係しますが、それらも含め「瀬田川洗堰による水位操作」の中で検討します。

(7) 取水制限

取水制限は、河川管理者と利水者からなる渇水調整会議でその実施が協議されます。特に取水制限の開始時期についての取り決めはありませんが、本検討では平成6年等の実績に基づき-90cmからとしています。

(8) H6年渇水記録

ご指摘の「淀川水系平成6年渇水記録」については、当方でも把握しています。

(イ) 専用水道

大規模事業場など大口業務用水の地下水利用は増加傾向にあるのが現状です。ご指摘の内容を含め、水需要抑制に資することについては、利水者との協議を進めて参ります。

## 9/14付「第2回3ダムサブWG資料についての質問」の回答

(1)p5(1)検討結果で取水制限した月日とそれぞれの「枚方確保流量の絶対値」

年	月	始	終	日数	①枚方 確保流 量 (m <sup>3</sup> /s)	②上工 水取水 量 (m <sup>3</sup> /s)	③制限 率 (%)	④最大 取水量 からの取 水制限 率 (%)
S14	8月	1	5	5	150.96	73.449	0	—
		6	10	5	150.96	73.449	0	—
		11	15	5	150.96	73.449	10	10
		16	20	5	150.96	73.449	10	10
		21	25	5	150.96	73.449	20	20
		26	31	6	150.96	73.449	30	30
	9月	1	5	5	149.2	71.686	30	32
		6	10	5	149.2	71.686	30	32
		11	15	5	149.2	71.686	30	32
		16	20	5	149.2	71.686	30	32
		21	25	5	149.2	71.686	30	32
		26	30	5	149.2	71.686	30	32
	10月	1	5	5	140.75	63.24	30	40
		6	10	5	140.75	63.24	30	40
		11	15	5	140.75	63.24	30	40
		16	20	5	140.75	63.24	30	40
		21	25	5	140.75	63.24	30	40
		26	31	6	140.75	63.24	30	40
	11月	1	5	5	127.95	57.951	30	45
		6	10	5	127.95	57.951	30	45
		11	15	5	127.95	57.951	30	45
		16	20	5	127.95	57.951	30	45
		21	25	5	127.95	57.951	30	45
		26	30	5	127.95	57.951	30	45
	12月	1	5	5	127	56.996	30	46
		6	10	5	127	56.996	30	46
		11	15	5	127	56.996	30	46
		16	20	5	127	56.996	30	46
		21	25	5	127	56.996	30	46
		26	31	6	127	56.996	30	46
S15	1月	1	5	5	122.52	52.516	30	50
		6	10	5	122.52	52.516	30	50
		11	15	5	122.52	52.516	30	50
		16	20	5	122.52	52.516	30	50
		21	25	5	122.52	52.516	30	50
		26	31	6	122.52	52.516	30	50
	2月	1	5	5	125.97	55.968	30	47
		6	10	5	125.97	55.968	30	47
		11	15	5	125.97	55.968	30	47
		16	20	5	125.97	55.968	30	47
		21	25	5	125.97	55.968	20	39
		26	29	4	125.97	55.968	20	39
	3月	1	5	5	125.67	55.674	20	39
		6	10	5	125.67	55.674	10	32
		11	15	5	125.67	55.674	0	—
		16	20	5	125.67	55.674	0	—

年	月	始	終	日数	①枚方 確保流 量 (m <sup>3</sup> /s)	②上工 水取 水 量 (m <sup>3</sup> /s)	③制限 率 (%)	④最大 取 水 量 から の 取 水 制 限 率 (%)	
S15	10月	6	10	5	140.752	63.24	0	—	
		11	15	5	140.752	63.24	0	—	
		16	20	5	140.752	63.24	10	14	
		21	25	5	140.752	63.24	10	14	
		26	31	6	140.752	63.24	10	14	
	11月	1	5	5	127.951	57.951	10	21	
		6	10	5	127.951	57.951	10	21	
		11	15	5	127.951	57.951	20	21	
		16	20	5	127.951	57.951	20	21	
		21	25	5	127.951	57.951	20	21	
	12月	26	30	5	127.951	57.951	20	21	
		1	5	5	126.996	56.996	20	22	
		6	10	5	126.996	56.996	20	22	
		11	15	5	126.996	56.996	20	22	
		16	20	5	126.996	56.996	20	22	
	S16	1月	21	25	5	126.996	56.996	10	22
			26	31	6	126.996	56.996	10	22
			1	5	5	122.516	52.516	10	29
6			10	5	122.516	52.516	10	29	
11			15	5	122.516	52.516	10	29	
16			20	5	122.516	52.516	10	29	
2月		21	25	5	122.516	52.516	10	29	
		26	31	6	122.516	52.516	10	29	
		1	5	5	125.968	55.968	10	24	
		6	10	5	125.968	55.968	10	24	
		11	15	5	125.968	55.968	10	24	
		16	20	5	125.968	55.968	10	24	
		21	25	5	125.968	55.968	0	—	
	26	28	3	125.968	55.968	0	—		

- ・取水制限をした月日と枚方確保流量は上表の通りです。
- ・計算は半旬(5日、月よっては端数あり)毎に行いました。

## (2)p5(1)の③の計算方法

- ・本検討では、上工水についてはH13の実績最大に月別波形をかけたものから、琵琶湖水位の低下に応じて、段階的に10%、20%、30%の取水制限を行いました。
- ・上表①欄に枚方確保流量、②欄に上工水取水量、③欄に取水制限率、④欄に最大取水量を基準とした取水制限率(従来の取水制限率)を示しています。
- ・②の取水量と③の取水制限率より制限後の取水量を算出し、最大取水量を基準としたときの制限率を計算しました。
- ・最大取水量は8月の73.449m<sup>3</sup>/sとしました。

9/15付「第2回3ダムサブWG資料1-4-1~2について」の回答

(1) 過去23年の年別最大取水実績(m<sup>3</sup>/s)

別紙 1のとおりです。

(2) 過去23年の年別月別降雨量

別紙 2のとおりです。

なお、3ダムSWG資料1-4-2別紙3の平成12年の雨量が間違っておりました。  
誤 1465mm → 正 1566mm

(3) 取水制限をすると給水量はなぜ増えるのか

大阪府の市町では、水道水源として自己水源に加え大阪府営水道からの供給により、構成されているところが多いです。この場合、渇水の年は、地下水位の低下などで、井戸などの各市町の自己水源からの水の確保は減少し、府営水道からの供給が増える傾向にあります。また、一般的に、渇水の年は水需要も多く、平成6年では、日最大給水量は取水制限期間前(7月)に発生しています。

9/17付「琵琶湖水位記録日についての問い合わせ」の回答

琵琶湖水位記録日

平成6年の各水位の記録日

①-0.93mの記録日

8月19日、9月18日

②-1.04mの記録日

8月31日、9月17日

③-1.14mの記録日

9月8日、9月9日

9/19付「水利使用者別・取水実績の問い合わせ」の回答

取水量の10年間の総平均

別紙 3のとおりです。

9/22付「第2回3ダムサブWG資料についての質問」の回答

上工水の月別取水量(最大取水×計画月別波形)の絶対値  
1/2と仮定した農水の月別取水量の絶対値

①上工水の月別取水量

(m<sup>3</sup>/s)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
52.516	55.968	55.674	55.821	59.567	63.901	71.099	73.449	71.686	63.240	57.951	56.996

②農水の月別取水量

(m<sup>3</sup>/s)

1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
0	0	0	7.512	7.512	7.512	7.512	7.512	7.512	7.512	0	0

過去23年の年別最大取水実績表

年		水道										工水								(単位:m <sup>3</sup> /s)	
		阪神水道	大阪市	大阪府	枚方市	守口市	尼崎市	伊丹市	寝屋川市	西宮市	吹田市	大阪市	大阪府	伊丹市	尼崎市	西宮市	神戸市	大阪臨海	水資源開発公団	私企業計	
1980年	S55	10.212	23.644	20.801	1.549	0.686	1.012	0.533	0.201	—	0.000	1.713	6.693	0.523	2.330	0.745	1.064	1.728	0.000	0.735	
1981年	S56	10.923	23.019	22.836	1.689	0.700	0.981	0.618	0.188	—	0.269	1.598	6.120	0.551	2.285	0.708	0.953	1.809	0.953	0.760	
1982年	S57	10.486	22.105	21.303	1.615	0.700	0.905	0.619	0.181	—	0.318	1.462	6.227	0.507	2.396	0.691	0.965	2.041	0.655	0.381	
1983年	S58	10.969	22.402	23.477	1.457	0.709	0.874	0.588	0.176	—	0.347	1.525	6.084	0.531	2.214	0.654	1.078	1.818	0.853	0.364	
1984年	S59	11.038	22.184	22.062	1.457	0.719	0.861	0.610	0.179	—	0.357	1.616	6.052	0.483	1.975	0.682	1.069	1.737	0.810	0.382	
1985年	S60	11.050	22.387	21.733	1.505	0.719	0.601	0.580	0.167	—	0.347	1.663	6.213	0.485	2.085	0.640	1.115	1.459	0.152	0.383	
1986年	S61	11.067	24.090	22.425	1.505	0.721	0.835	0.552	0.160	—	0.303	1.546	6.178	0.484	1.950	0.667	1.118	1.567	0.106	0.379	
1987年	S62	11.206	23.637	22.363	1.505	0.721	0.930	0.555	0.160	—	0.347	1.577	6.005	0.481	2.059	0.685	1.126	1.551	0.090	0.395	
1988年	S63	10.774	22.603	22.298	1.485	0.707	0.879	0.563	0.160	—	0.347	1.569	6.213	0.483	1.949	0.678	1.108	1.535	0.124	0.405	
1989年	H元	11.287	22.874	22.253	1.490	0.709	0.874	0.570	0.161	—	0.347	1.687	5.866	0.473	1.880	0.671	1.079	1.535	0.139	0.408	
1990年	H2	11.444	23.168	23.470	1.488	0.709	0.862	0.561	0.160	—	0.347	1.705	5.880	0.470	2.057	0.672	1.061	1.530	0.137	0.438	
1991年	H3	11.392	22.465	23.529	1.488	0.709	0.840	0.562	0.162	—	0.347	1.600	5.878	0.470	2.100	0.609	1.043	1.246	0.132	0.440	
1992年	H4	11.610	22.826	23.628	1.505	0.722	0.885	0.562	0.067	0.135	0.347	1.614	5.889	0.453	1.957	0.505	1.059	1.263	0.188	0.482	
1993年	H5	10.863	22.035	23.064	1.505	0.722	0.782	0.562	0.061	0.132	0.347	1.874	6.839	0.451	1.904	0.378	1.068	1.128	0.120	0.518	
1994年	H6	11.310	22.412	24.939	1.505	0.722	0.897	0.562	0.160	0.135	0.347	1.952	6.125	0.460	1.878	0.474	0.971	0.885	0.144	0.506	
1995年	H7	10.244	21.257	23.266	1.505	0.722	0.854	0.543	0.160	0.135	0.274	1.795	6.670	0.376	1.852	0.455	1.000	0.991	0.250	0.456	
1996年	H8	10.965	21.870	23.377	1.505	0.722	0.766	0.562	0.160	0.135	0.347	1.725	6.016	0.439	1.806	0.452	0.976	0.953	0.078	0.433	
1997年	H9	10.949	22.831	23.581	1.505	0.714	0.744	0.554	0.160	0.135	0.347	1.732	6.074	0.410	1.683	0.444	0.975	0.832	0.081	0.428	
1998年	H10	11.067	21.546	23.589	1.505	0.722	0.802	0.477	0.160	0.135	0.347	1.691	5.974	0.404	1.530	0.414	0.853	0.917	0.065	0.461	
1999年	H11	11.141	20.249	22.596	1.505	0.722	0.714	0.538	0.160	0.135	0.347	1.543	5.845	0.335	1.301	0.402	0.963	0.772	0.056	0.456	
2000年	H12	11.189	20.928	22.410	1.505	0.721	0.728	0.567	0.160	0.135	0.347	1.509	5.607	0.380	1.264	0.402	0.834	0.800	0.057	0.435	
2001年	H13	11.454	20.850	24.891	1.505	0.722	0.754	0.554	0.160	0.135	0.347	1.548	6.420	0.358	1.239	0.408	0.882	0.728	0.059	0.435	
2002年	H14	11.564	20.126	22.250	1.505	0.702	0.757	0.495	0.160	0.135	0.347	1.374	5.755	0.334	1.141	0.414	0.781	0.568	0.060	0.426	

※表示値は各年の日最大取水実績量を86400にて除して算出した値。

※私工水は枚方確保流量に関する取水(4件)のみ。

## 別紙 2

琵琶湖流域平均雨量

年	年総雨量		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
1974年	2,034	昭和49年	175	126	133	212	78	207	416	226	108	142	89	122	2,034
1975年	2,094	昭和50年	152	171	119	167	111	178	216	332	172	221	143	112	2,094
1976年	2,055	昭和51年	85	161	140	176	166	228	93	233	418	142	99	114	2,055
1977年	1,567	昭和52年	112	114	225	136	101	193	68	88	165	59	165	141	1,567
1978年	1,430	昭和53年	102	119	121	124	82	308	41	71	195	83	95	89	1,430
1979年	1,821	昭和54年	143	169	122	182	179	268	90	95	214	127	145	87	1,821
1980年	2,192	昭和55年	163	108	161	160	235	159	339	268	186	146	120	147	2,192
1981年	1,833	昭和56年	135	102	138	179	200	194	147	145	171	189	119	114	1,833
1982年	1,836	昭和57年	119	81	124	156	132	101	274	344	215	62	142	86	1,836
1983年	1,903	昭和58年	123	92	175	186	110	201	257	155	274	131	78	121	1,903
1984年	1,440	昭和59年	148	127	104	96	109	270	183	57	98	70	45	133	1,440
1985年	2,061	昭和60年	107	157	180	169	151	445	233	58	240	72	125	124	2,061
1986年	1,764	昭和61年	105	109	183	139	204	249	360	31	95	96	60	133	1,764
1987年	1,442	昭和62年	158	109	142	51	138	97	288	97	102	146	57	57	1,442
1988年	1,976	昭和63年	104	98	166	105	188	401	270	188	176	89	94	97	1,976
1989年	2,092	平成元年	161	197	124	131	191	215	187	212	408	58	94	114	2,092
1990年	2,066	平成2年	154	135	153	107	123	152	176	86	450	168	234	128	2,066
1991年	2,078	平成3年	208	197	183	130	111	275	264	136	134	197	123	120	2,078
1992年	1,586	平成4年	95	122	169	149	135	164	144	189	102	125	61	131	1,586
1993年	1,963	平成5年	109	148	81	97	102	324	272	262	234	91	114	129	1,963
1994年	1,208	平成6年	78	140	57	95	139	119	24	65	305	37	53	96	1,208
1995年	1,787	平成7年	153	79	132	127	371	118	358	79	83	79	103	105	1,787
1996年	1,563	平成8年	111	102	155	44	115	207	110	234	137	128	98	122	1,563
1997年	1,777	平成9年	98	103	79	111	203	144	420	112	178	40	186	103	1,777
1998年	1,911	平成10年	184	85	122	183	246	231	117	110	288	250	32	63	1,911
1999年	1,778	平成11年	126	123	127	104	159	331	93	187	238	127	96	67	1,778
2000年	1,566	平成12年	107	118	147	115	162	175	59	40	277	151	132	83	1,566
2001年	1,625	平成13年	173	92	125	36	132	227	96	239	152	159	75	119	1,625
2002年	1,436	平成14年	184	73	110	131	105	84	217	58	80	136	140	118	1,436
2003年	2,018	平成15年	133	69	120	202	120	222	293	333	138	75	196	117	2,018

8-506

(7)

《架空データを批判する》

＝島ヶ原上流域 319m/m 引き伸し雨量の怪＝

月ヶ瀬憲章の会 浅野隆彦 '04・10・6

淀川水系流域委員会第6回ダムWG(H16.10.4)へ、資料1-1(「既往最大規模の洪水」の考え方について)と題する説明資料が提出された。

その言い分は、『狭窄部上流の浸水被害の軽減について、「既往最大規模の洪水」を対象とするとやってきたが、その「既往最大流量」での考え方だけでなく、「既往最大雨量」で検討する方法も取り入れたい。2日雨量として最大のものがあつたものなら、他の降雨パターンに於ても、将来その最大降雨量として再現が考えられるので、必要という考え方である。』とするものである。

1.) 今になって、詭弁を使うなかれ!

これ迄一貫して、(既往最大規模洪水=昭和28年13号台風)として説明してきたのが、国土交通省近畿地方整備局であり、木津川上流河川事務所である。これ迄の説明会及び説明資料は、全で一貫して(5313洪水)を既往最大規模洪水として説明されている。

誰もそれを強制したりしていない。河川管理者のプロとしての見識から、そのように判断し、決定し、検討して来ていたのではないか。もともと、私達住民に対し、「既往最大雨量」での検討もありますよ、との一言もなかった訳だから、今になって混乱させるというのは、3新聞以上の謝罪広告が必要である。『つい、わかりやすい既往最大流量で説明して来ましたが、マチガッていましたので・・・。』とは言えないだろうな。これまでも相当わかり難い説明であったから、これからは一層、わかり難い説明になりそうだもんね。

—参照—「川上ダムの計画について」平成15年7月6日

国土交通省 木津川上流河川事務所

: 木津川上流域 狭窄部(岩倉峡)上流の浸水対策について

P10、P12、P23、P24、P25

「第4回住民対話集会」(説明資料)平成16年7月18日

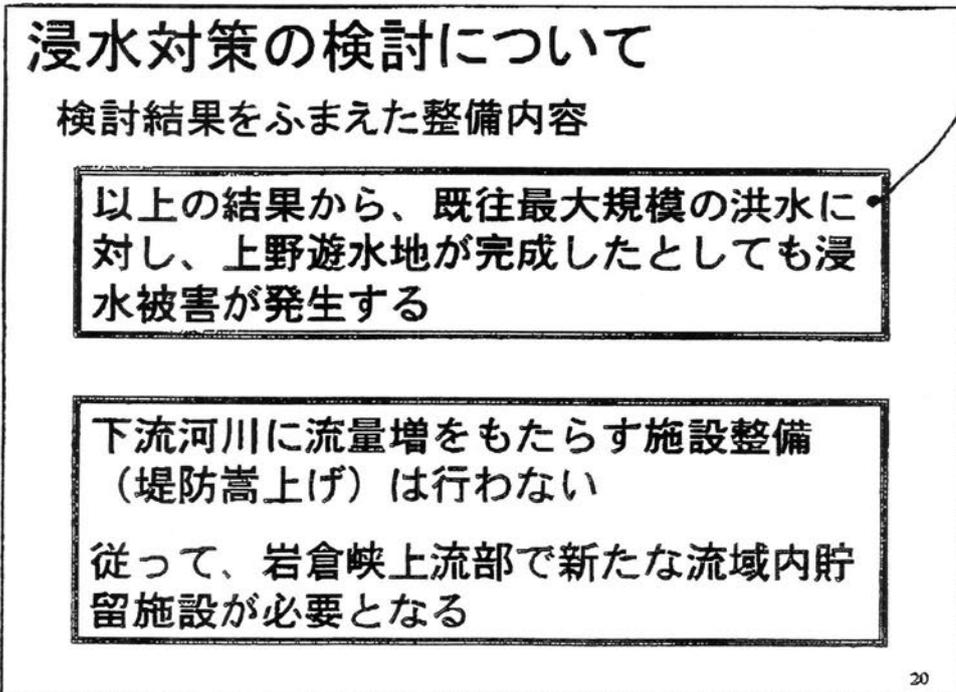
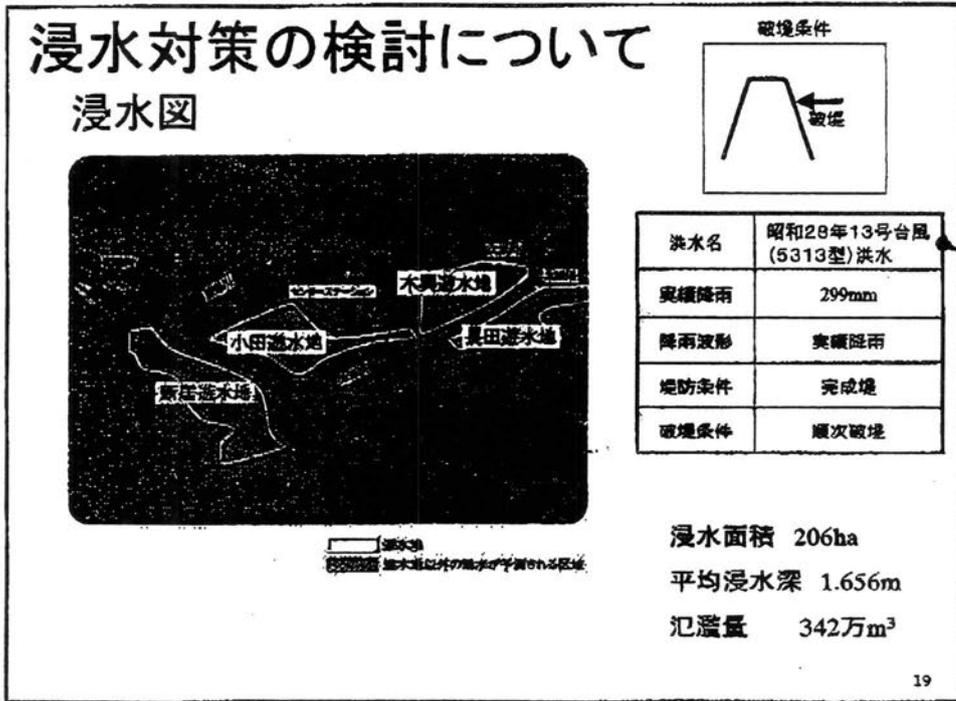
木津川上流河川事務所

P5、その他数ページ

∴上記のうち一部のものを参考に掲示する。

◎ 参考図 1.

「川上ダムのご計画について」  
H15.7.6



◎ 参考図 2.

「川上ダム計画について」  
H15.7.6

詳細検討の結果：各案の施設概要

既往最大規模洪水(昭和28年13号台風)

	上野遊水地 掘削拡大家	依那古 遊水地案	柘植川 遊水地案	溜池掘削 嵩上げ案	上野遊水地 掘削拡大家+ ピロティ案	ピロティ案 十一部(大 規模工場) 輪中堤案
施設の 概要	(上野遊水地 掘削) 新規容量 約250万m <sup>3</sup> (新規遊水地) 面積82ha 新規容量 約180万m <sup>3</sup> 築堤 5.4km 越流堤 2箇所 ポンプ場 2箇所	(新規遊水地) 面積350ha 新規容量 約800万m <sup>3</sup> 築堤 35.9km 越流堤 2箇所 ポンプ場 2箇所	(新規遊水地) 面積235ha 新規容量 約660万m <sup>3</sup> 築堤 6.8km 越流堤 1箇所 ポンプ場 1箇所	嵩上げ 対象数 550箇所 溜池の掘削 嵩上げ高 3.7m 放流施設 改造 取水設備 改造	(上野遊水地 掘削) 新規容量 約250万m <sup>3</sup> (新規遊水地) 面積82ha 新規容量 約180万m <sup>3</sup> 築堤 5.4km 越流堤 2箇所 ポンプ場 2箇所 ピロティ化する 家屋数 91戸	(大規模 工場) 輪中堤 1.9km ポンプ場 2箇所 ピロティ化 する家屋数 443戸 <sup>45</sup>

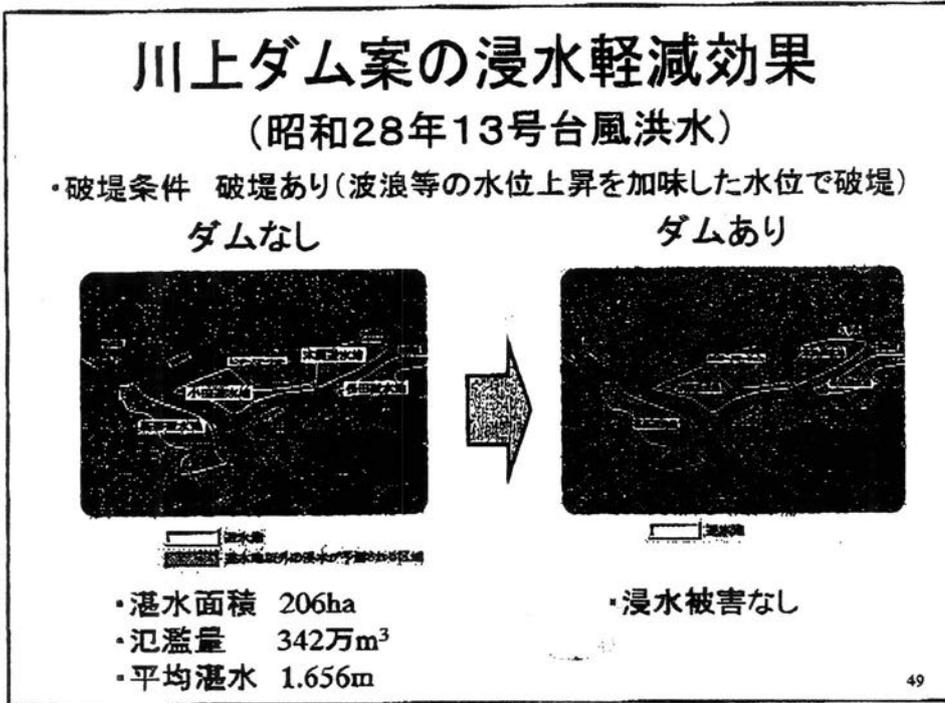
詳細検討の結果：各案の比較

(既往最大規模洪水：昭和28年13号台風)

	上野遊水地 掘削拡大家	依那古 遊水地案	柘植川 遊水地案	溜池掘削 嵩上げ案	上野遊水地 掘削拡大家+ ピロティ案	ピロティ案+ 十一部(大規 模工場)輪 中堤案
補償上の 問題	家屋移転 91戸  既存遊水地 掘削の同意 250ha 地役権補償 74ha 地権者数 1,900人	家屋移転 730戸  地役権補償 293ha 地権者数 2,700人	家屋移転 550戸  地役権補償 171ha 地権者数 1,900人	用地取得 130ha 地権者数 5,000人	ピロティ化 する家屋数 91戸 既存遊水地 掘削の同意 250ha 地役権補償 78ha 地権者数 1,900人	家屋移転及 びピロティ 化する家屋 数 443戸 地役権補償 159ha 地権者数 1,400人
事業コスト	780億円	1,700億円	1,090億円	2,060億円	790億円	780億円
自然環境 への影響	少ない	少ない	少ない	少ない	少ない	少ない

◎ 参考図 3.

「川上ダム の 計画 について」  
H15.7.6



### 川上ダム案の岩倉峡下流部での 水位低下効果

対象とする 既往最大規模の洪水	水位低下効果	
	加茂地点	八幡地点
昭和28年13号台風洪水	24cm	15cm

(注)破堤なし・越水を前提とする。

50

◎ 参考図 4.



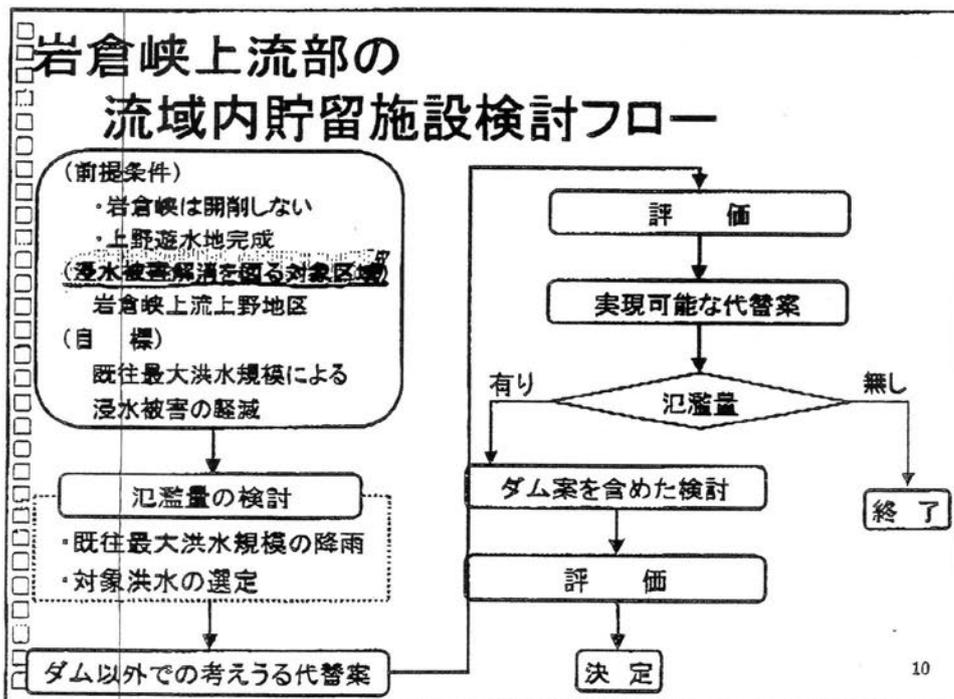
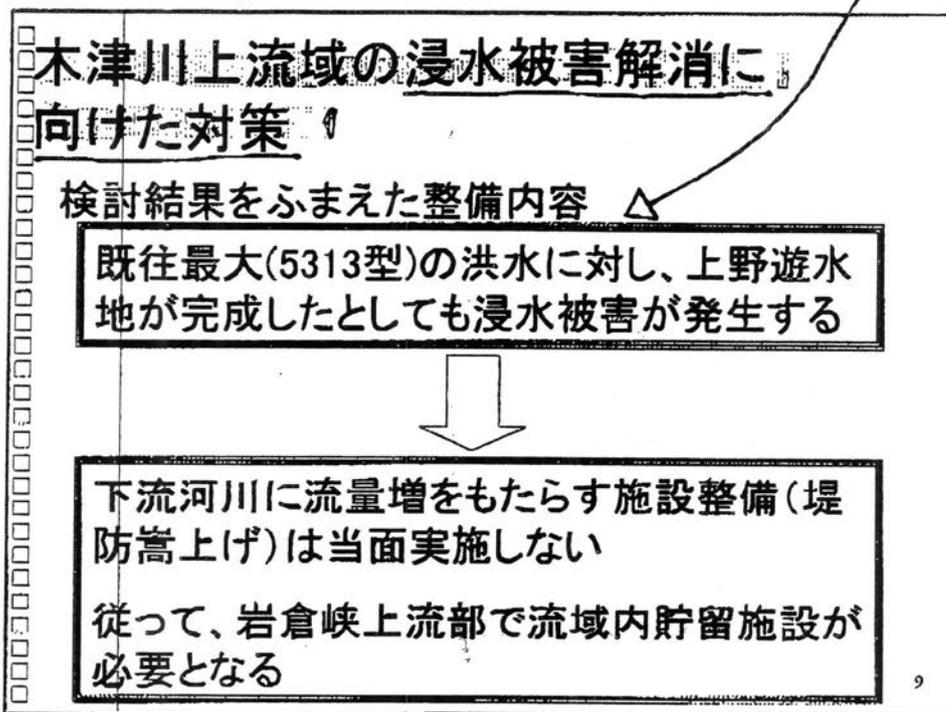
第4回住民対話集会 説明資料  
H16.7.18



◎ 参考図 5.

第4回 住民対話集会 説明資料

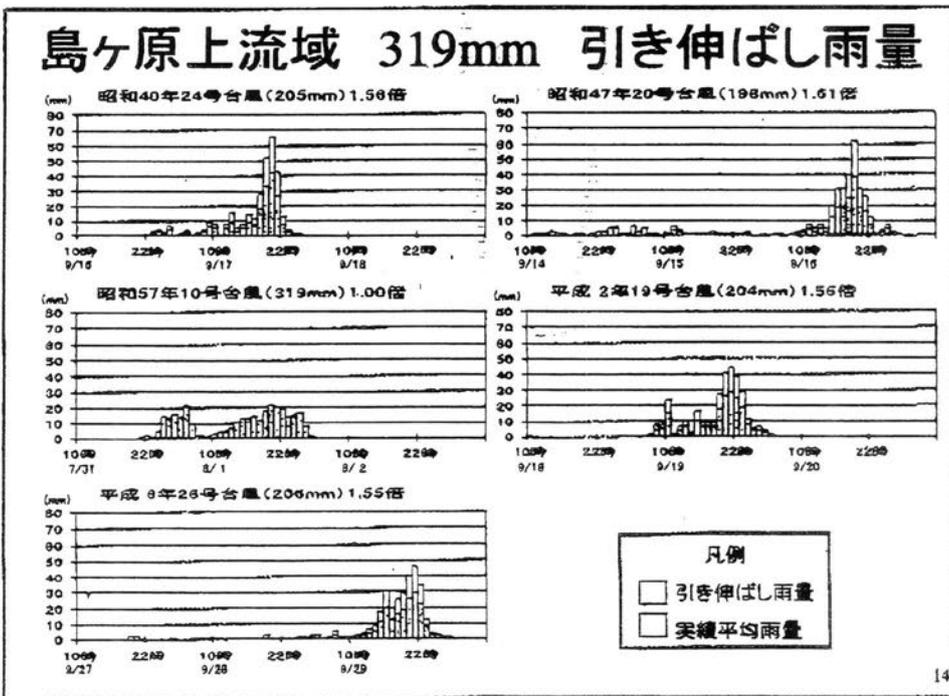
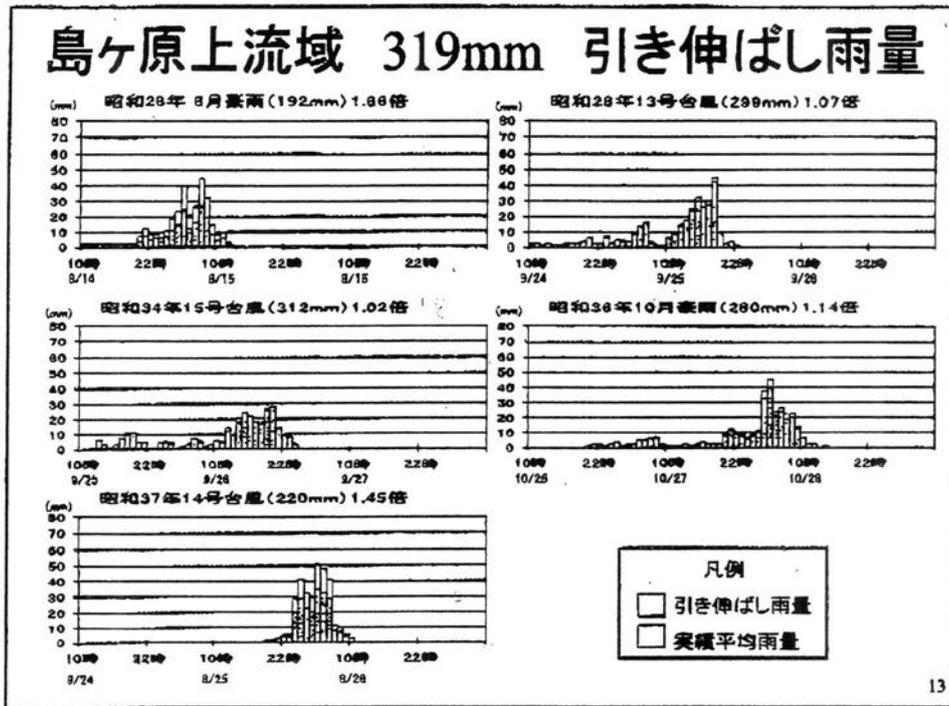
H16-7-18



◎参考図 6.

説明資料 H16.10.4

＜「既往最大規模の洪水」の考へ方について＞



## 2.) 機械的に、時間雨量の定率引き伸しは何の意味？

上記資料 1-1 (「既往最大規模の洪水」の考え方について) の P7 に於て、次頁の参考図 6 のように 10 洪水の「島ヶ原上流域 319m/m 引き伸ばし雨量」を示している。

ご覧になればすぐにおわかりになるかと思うが、当然ながら 10 パターン 10 通りに違う。これが自然現象であり、その降雨パターンには各々の理由があり、人間が恣意的に決められるものではない。

伊賀地方を気象学的に一括りして言うならば、「内陸盆地性気象特性をもつ地域」である。太平洋側には、標高 700m を越える山地のバリエーションが 3 重にあり、伊勢湾側には標高 800 m 級の布引山脈が囲い、大阪湾側には生駒山脈、大和高原が備えており、北部は日本海から遠く、信楽・甲賀山地、高旗山系などの標高 5~600m 級の高原が集中している。

このような特性は、これらの代表的な 10 洪水の実績平均雨量を見てわかるように、時間雨量で 50m/m を越えることは全くないし、3 時間最大連続雨量の平均値を計算すると、 $82.2\text{m/m} \cdot 3\text{h}$  で、それを時間当りにすると  $27.4\text{m/m}$  という穏やかな数値になる。

通常も、平均して雨量が少ないのがこの地方の気象特性であり、翻ってはそんな位置と地形特性をもっていると言う事である。ここで、大台ヶ原や尾鷲のような大豪雨を想像するのは、全くお門違いと言うものだ。

これから具体的例への指摘に入るが、その前に、この図の前提条件が「島ヶ原上流の平均 2 日間降雨量の引き伸し」であることに注目して頂きたい。流域面積  $514.9\text{km}^2$ 、最大流路長さ約 39km もの広大な地域をひっくるめての平均値である事を頭の中に入れて置いて頂きたい。

昭和 57 年 10 号台風 (319m/m) が、実は「既往最大雨量」なのである。素直な方は『じゃあ、その流出量を貯留関数法で計算し、洪水追跡計算をニュートン・ラフソン法をインプットしたコンピューターで、チャカチャカやるんだな?!』とか思ってしまうかも知れない。それであれば、何の問題もないところであるが、1.) で指摘した様に今になって説明を変更し、「引き伸し」というマヤカシを持ち出して来たのには明らかに、『今になって当初の目論見が崩れたので、少々の不合理性は無視して、流量から雨量へ乗り換え、引き伸しを実しやかに押し付けてしまおう』との意図が、ミエミエであると思うのは筆者だけであろうか。

昭和 57 年の 10 号台風は、前夜半を通じ相当量の前期降雨を為し、小康状態を 5 時間続け、段々と雨量を増し、12 時間に渡って  $10\text{m/m} \cdot \text{h} \sim 20\text{m/m} \cdot \text{h}$  の強雨をもたらした。このようなタイプは二山洪水型と言われるパターンである。だから 2 日間雨量として流域平均  $319\text{m/m} \cdot 2\text{D}$  の量に達したのである。このパターンとしては、広域である点から判断して氾濫とはならない。何故かと言え、この降雨波形は時間雨量が低い為、河道が正常な

状態であれば、河道貯留効果も働き、洪水位は大して上らないタイプなのである。S57・8・2・2岩倉観測所地点最大水位 7.44m流量 2,013.49 m<sup>3</sup>/s が観測されている。

しかし、昭和 40 年 24 号台風 (205m/m) に引き伸しを 1.56 倍かけている。これが何の意味を持っているかと言うと、気象学的に、即ち科学的に全く根拠がないが、狭窄部手前に氾濫を仮想的に引き起すという意味だけはあるのである。10 時頃から 8 時間ほど時間平均 10m/m・h の降雨が続き、合流部は 3m 位の水位になっているところへ、18 時から急激に増水し始め、4 時間連続降雨が 189m/m・4h となると、きっと岩倉水位観測所で 10.50 m (計画高水位) を越え、堤防の破堤もあるのかなあとと思われるが、上野遊水地と「正直な」岩倉峽疎通量との共役でもって氾濫は起り得ないのである。

この岩倉峽疎通量を、現時点まで 2,940 m<sup>3</sup>/s として来、世間を欺いて来た木津川上流河川事務所の全ての氾濫シュミレーションは、誤り以外の何ものでもなく信用できない。この事は、流域委員会への意見書No.492《川上ダム治水無用論》で詳しいので、ご覧のほどを。

だが、このような広域全体に、平均値として 4 時間連続 189m/m・4h の降雨が起り得ると言う「トンデモナイ」所見は、どこのお偉い学者先生が出されているのかは、お聞きしたい所である。これ迄歴史的にも、1,300 年以前へ逆のぼっても、そのような記録は聞いた事がない。この伊賀地方の気象、特性からして、考えられもしない降雨量である。単に、機械的に定率割増しをするような非科学的手法に、何の実証的根拠もないという事を感じてもいけないのか、それとも確信的詐欺なのか、本当に、「病、膏盲に入る」とはこの事かも知れない。無理を重ねないで、自然の理に従う方が、河川管理者にふさわしいと期待するものである。

## 淀川水系流域委員会

## ダムWG殿

2004.10.5

佐川克弘

## ダムの審議にお金の心配は無用

第6回ダムWGに於いてリーダーを務められる今本博健氏から「仮に流域委員会が治水に関してダムを止めてダム以外の方法を選択したら（河川管理者である）滋賀県が河川整備をしなければならなくなるが、果たして滋賀県にそのお金があるのだろうか。そのことを考えると我々は輕輕に意見書を纏めることが出来ない。」との発言があり、それを受けて委員各位は流域委員会の委員としての責任の重さを痛感する発言が続きました。私は今本リーダーをはじめ委員各位の真剣なお気持ちに率直に敬意を表するものであります。

しかし私は流域委員会はお金の心配をする義務は全くないので、その懸念は基本的に無用であると考えます。その理由を以下に述べます。

## (1) 滋賀県にはお金があります。

委員各位の懸念の前提は国にはお金があるが、滋賀県にはお金がないということにあります。確かに「3割自治」と言われて久しく、昨今これを改善するため所謂「三位一体改革」が喧伝されています。地方自治体の財政危機が叫ばれていることも事実です。

しかし財政再建団体に転落することが懸念されている大阪府の例を見ても安威川ダムは（利水を棚上げにしているものの）工事は立派に継続されているのです。限られた公共事業費の中でも府民の命を守る治水事業であると位置づけているのでしよう。（滋賀県の公共事業費がゼロであるはずはないのです。）

公共事業の優先順位を決定し、貴重なお金をどう使って行くかの判断は滋賀県知事に任せればよいのであって、それは流域委員会の守備範囲でないことも明らかです。

## (2) 果たして国にはお金があるのでしょうか。

『過去の借入金の累積である国と地方の長期債務残高は、2004年度ついに719兆円に達し、GDP比で1.4倍を上回る見込みである。先進諸国の中では、対GDP比で見た債務残高もその伸び率も群を抜いて高い。2004年6月25日に財務省が発表した2003年度の数値では、内国債が約556兆円、借入金が約61兆円、政府短期証券が約86兆円あり、これらを合計した国の借金残高は約703兆円に達した。』（金子勝「粉飾国家」講談社現代新書）

日本の実態は上の通りです。ですからある日突然「全国民の資産は全て無効とする。そしてこれを国の借金の返済に充当することにする。」との政府特別声明が発せられ、敗戦直後の「預金封鎖」をはるかに上回る強硬処置により銀行預金はもちろん生命保険も無効ですから万一の際でも保険金は降りない、火事に見舞われても火災保険金も降りない、株券もただの紙切れと化し不動産も全て取り上げられる事態が絶対起こらないと誰も保証できない「ガケツチ」に立たされているのです。

それでは何故このような事態になってしまったのでしょうか？歳入を上回る歳出を続けてきたことが原因であることは明らかです。そしてその多くが治水・利水を

含む公共事業であったことも明らかで、今後もこのまま継続できるか疑問です。

このように国にはお金があるように見えても実はお金はないと言えるのです。従って今後せつかく決めた「河川整備計画」が予算が確保できないので計画通り実施出来ないことだってあり得ないことではないのです。そのときどのように対応するかは行政の責任であって流域委員会の守備範囲でないことも明らかです。

要するに流域委員会の任務は、お金の心配は“心の片隅”におきながら、守備範囲に忠実に審議を進めればよいのではないのでしょうか。

### (3) 利水審議の重要性

今般のダムWGに於いて傍聴者から重要な指摘がありました。それは近藤ゆり子氏の意見です。会議の冒頭「毎日新聞の報道はフライイングである。」とのリーダーからの発言がありましたが、それにも拘わらず近藤氏の意見は重要であることは変わりません。

それは利水目的が失われれば丹生ダム、川上ダム建設の法的根拠が失われると指摘されているからです。そして（私が度々意見を寄せさせていただいた通り）丹生ダム・川上ダムに限らず）建設中の全てのダムは、貴委員会の「意見書」に照らして利水目的は成立する余地が皆無だからです。（例えば10月1日付「建設中のダム」と利水」を参照して下さい。）

それだけではありません。「琵琶湖の水位低下抑制」と「異常渇水時の緊急水の補給」に関連して河川管理者は“これが流域委員会で認知されたら、必要な事業費は治水費として支出することになるだろう。”との説明がありました。そもそもダムに水を溜めることが「治水」となるのでしょうか。「特定多目的ダム法」第2条には

「『多目的ダム』とは、建設大臣が河川法第9条第1項の規定により自ら新築するダムで、これによる流水の貯留を利用して流水が発電、水道又は工業用水道に供されるものをいい・・・」

と規定されています。

緊急水が「発電、水道又は工業用水道に供される」とは認められません。従って丹生ダムは、このことから法律違反の疑いがあると考えます。私は法律の素人ですから、寺田委員・山村委員が責任を以てこの問題に対する見解を明らかにされることを期待致します。

以上

2004. 10. 5

佐川克弘

「利水安全度の低下」は一度も無かった！

過去20年間河川管理者が言う「利水安全度の低下」は一度も無かったと考えます。その根拠は何か。本論に入る前に河川管理者の提供したデータを見ておきましょう。

① H16. 7. 25 第3回ダムWG資料1-3 (→資料1)

対象期間：近年20年間 (S54~H10)

実力不足の年：S59、62、H6、H7の4年

計算条件：ブラックボックスで明記されていない

② H14. 2. 1 第7回委員会資料2-1「淀川水系 利水の現状と課題」(→資料2)

対象期間：近年30年間 (S44~H10)

実力不足の年：12年 (具体的な年は不明)

計算条件：添付資料2の通り

ここで添付資料1に加筆した近年30年間を見ていただきたい。②で12回あったハズの「実力不足の年」は①では5回に減ったこととなります。流域委員会は何故発表の都度(為替相場のように)「実力不足の年」が変動するのか河川管理者に説明を求めなければならぬと考えます。

また②の計算条件についても次の疑問があります。

イ) 「農業用水は、都市用水と同等の扱い」とされていますが、最大取水量が水利権量の約55%と報道されている事実(第5回ダムWG参考資料1 494参照)を反映しているのかどうか。

ロ) その月別水需給パターンはどのようなパターンを使ったのか、又そのバックデータはあるのか。

ハ) 都市用水の月別利用パターンで8月が100%となっているが、少なくとも過去10年間(H5~14)添付資料3の通り最大取水量が水利権量(=計画確保水量)に達した年はただの1回もなかった事実に照らして、このパターンが実態以上の過大なものであることは明らかと思われる。(もし過去を逆上れば実態を反映すると河川管理者が言いたいとすればバックデータを提示すべきだ。)

8月の計算条件に疑義があるのは“氷山の一角”でパターン全体についても再説明を求める必要があるのではないか。

本論に入ります。上に見てきた通り「利水安全度の低下」は“まぼろし”である疑いが濃厚です。しかし私は次の理由によりH6年を含む過去30年間一度も「実力不足の年」は無かったと断言できると考えます。

最初に淀川(下流)の水利権量の約40%を占める琵琶湖開発の「取り決め」は利用低水位をマイナス1.5M(補償低水位をマイナス2.0M)で、水利使用者から見ると「銀行」に例えることが出来ると考えます。

次に淀川を流れる水は全て「人為的」だということも確認しておきたいと考えます。(瀬田川洗堰やダムの操作によって流量は制御されています。)水利利用者は「銀行」が発券する当日のみ有効で二度と「銀行」には預金できない“日替わり券”を引き出して使用します。(この場合収入は全て銀行振り込みとなっているとしたいと考えます。)

この銀行は変な銀行で、金庫は梅雨どきになると1.3億円、台風シーズンになると1.2億円しか収納できないことになっています。(想像できると思いますが“操作規則

”により琵琶湖の水位は人為的に制御されています。) 万一収納しきれない“預金”があれば銀行は自動的に余った分は廃棄してしまいます。

逆に“お客さん”の実需が少なく金庫がまだ空いているときは、それを見越して“日替わり券”の発行は縮小されます。また収入が少なく実需が多いときは預金者は預金を取り崩して“家計”を賄おうとしますので、銀行は金庫にお金がある限り発券量を増やします。(最悪の場合限度額0.5億円の特別融資枠が別途確保されていますが、これはかなり高利なので手をつけるべきでないことは言うまでもありません。)

妙な例えを持ち出しましたが、河川管理者はアンダーラインを付した瞬間を捕らえて、これを「利水安全度の低下」と喧伝しているのではないのでしょうか。要するに私が言いたいことは琵琶湖の水位が1.5Mを割り込まない限り(しかも水利利用者が実質的に困るような取水制限によって断水や工場の操業停止に追い込まれない限り)「利水安全度」は確保されていたと判断できると考えます。そこで過去30年間の琵琶湖水位の最高・最低実績表(→資料4)を見ていただきたい。期間が1971(S46)~2000(H12)となっているが第3回ダムWG資料1-3を近年20年を30年に引き伸ばして見ても1年も「銀行」の金庫が1.5億円を割り込んだことはなかったのです。しかもその内H6年は1/10を超える異常渇水だったことも忘れてはいけません。

琵琶湖開発の「取り決めルール」に則って「利水安全度の低下」は一度も無かった=これが結論であります。

以上

(追伸) H16.8.24第32回委員会資料1「前々回委員会以降(2004.6.22)以降の状況報告」を読み直してみたら

第3回ダムWG会議 議事メモ(p25)によれば、河川管理者は

「利水に関しては、(琵琶湖水位を)-150cmまで計算しても(安全度)1/10を守れていない。そのため75%ぐらいの実力しかない」と説明している。-150cmさえも守れないということで、大変深刻な状況である。」

と説明しています。

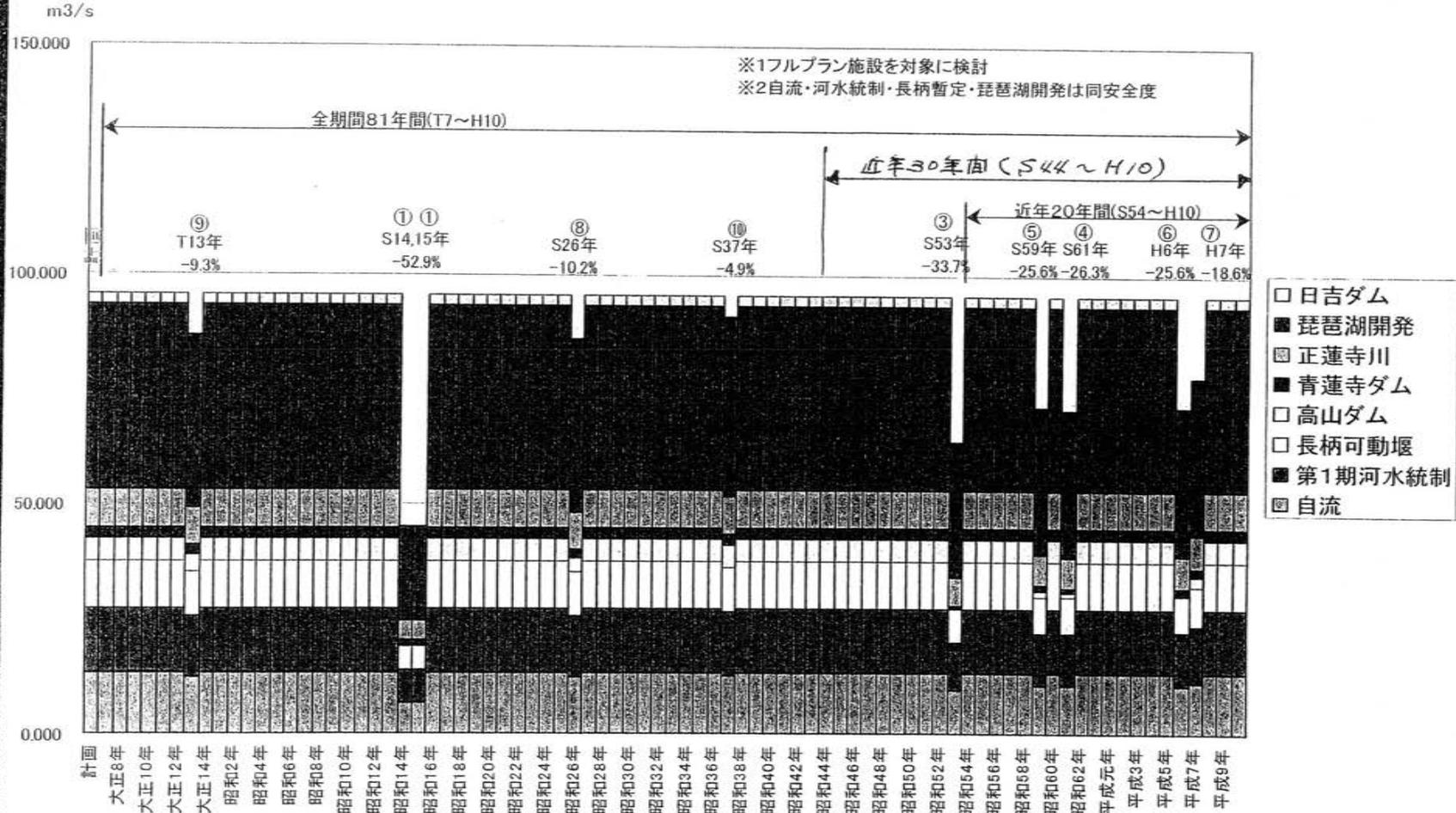
この説明は私が検証した事実に明白に反しています。

流域委員会はこの河川管理者の発言をそのまま見逃して「委員会の任務」を放棄されるのでしょうか?或いは「再説明」を求めるのでしょうか?

見守っているのは私一人ではないことを申し上げておきたいと考えます。

【資料1】

淀川下流部の確保可能量(フルプラン完成施設)

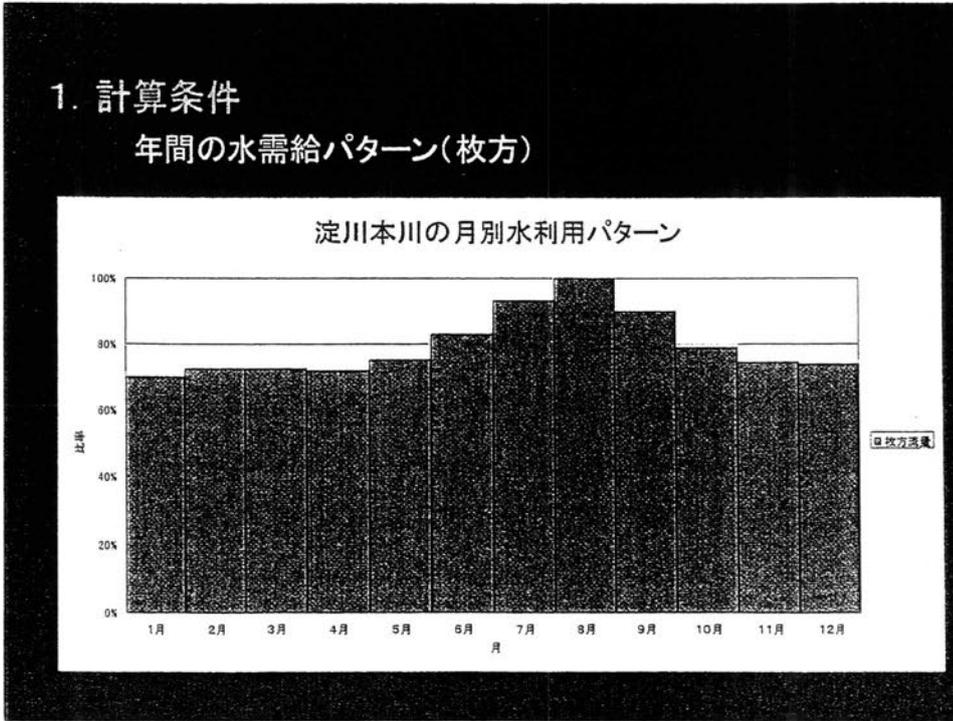


最近、全量補給出来ない頻度が増加している  
 最近20年2位は昭和59年で75%程度の実力

【資料2】

1. 計算条件

- 琵琶湖総合開発後の琵琶湖運用を前提
- ダム等の施設は、現時点で完成しているもの
- 当時の気象条件で、安定的に確保(供給)できる水量を算定
- 計算は、昭和44年～平成10年の30年間
- 淀川下流の都市用水(上水+工水)の確保量を算定
- 維持流量は、先取り(確実に確保)
- 農業用水は、都市用水と同等の扱い



2. 現行施設での確保水量(計画値)

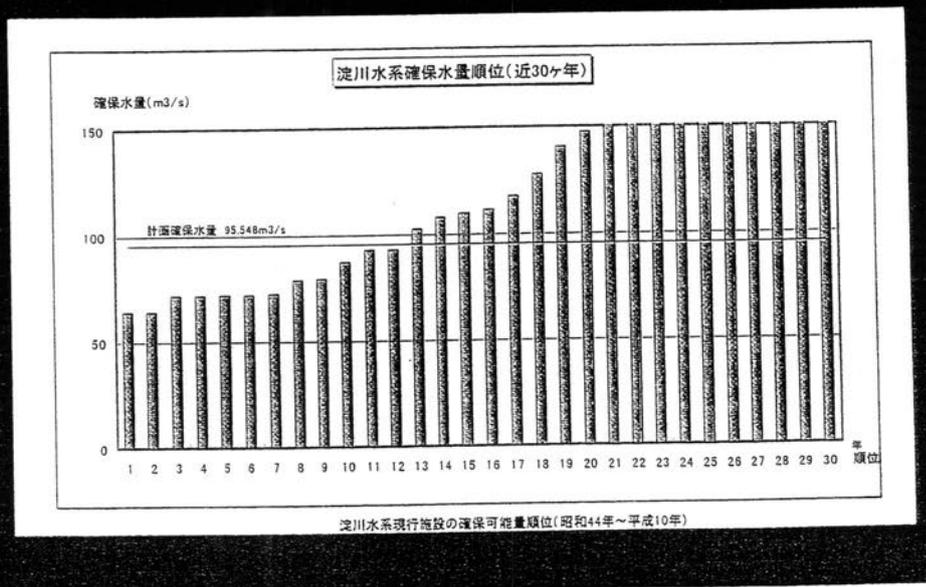
淀川下流域の都市用水(上水+工水)の確保水量は、  
95.548m<sup>3</sup>/s

3. 安定的に確保できる量(都市用水)

最小は、昭和53~54年で、 64.412m<sup>3</sup>/s  
 次は、昭和61~62年で、 71.679m<sup>3</sup>/s  
 昭和59~60年で、 72.278m<sup>3</sup>/s  
 平成 6~7年で、 72.657m<sup>3</sup>/s

30年間の内、12年間は計画確保水量が確保できない状況

4. 近年30年間の確保可能量



## 【資料3】 水利使用者別・取水実績一覧表

※単位：M<sup>3</sup>/日

※期間：H5～14

水利使用者名	①水利権量	②最大取水量	③平均取水量	水利の 名称
阪神水道	1,193,875	999,130	754,587	水道
大阪市	2,676,326	1,972,598	1,521,309	
大阪府	2,227,824	2,154,730	1,659,298	
枚方市	130,032	130,032	118,363	
守口市	62,381	62,381	53,727	
尼崎市	86,054	77,501	27,152	
伊丹市	50,198	48,989	32,560	
寝屋川市	13,824	13,824	12,550	
西宮市	11,750	11,664	9,755	
吹田市	30,240	29,981	27,330	
大阪市	306,288	168,653	115,588	
大阪府	840,499	590,890	436,947	
伊丹市	42,077	39,744	22,118	
尼崎市	259,805	164,506	92,451	
西宮市	50,026	40,954	21,673	
神戸市	114,307	92,275	40,827	
大阪臨海	159,840	97,459	48,616	
水資源開発公団	25,488	5,184	3,262	
私企業 7件	584,755	517,536	413,135	
合計	8,865,589	7,218,031	5,411,248	

## 【資料4】

琵琶湖水位の最高及び最低水位(公表値【6時】)※同じ水位が複数ある場合は最初の発生日時とする。

年(西暦)	最高水位(m)		最低水位(m)		観測地点
1971	0.44	2月24日	-0.15	12月24日	鳥居川 午前6時の水位
1972	0.92	7月16日	-0.29	12月1日	
1973	0.33	4月23日	-0.54	9月2日	
1974	0.42	4月12日	-0.38	1月8日	
1975	0.46	8月24日	-0.26	1月19日	
1976	0.66	9月15日	-0.36	1月22日	
1977	0.28	4月1日	-0.58	11月2日	
S55 1978	0.18	7月10日	-0.73	11月29日	
1979	0.34	5月10日	-0.64	1月16日	
1980	0.28	4月15日	-0.4	2月16日	
1981	0.31	4月6日	-0.49	2月11日	
1982	0.58	8月3日	-0.37	11月25日	
1983	0.39	4月20日	-0.37	1月10日	
S59 1984	0.3	7月18日	-0.92	12月9日	
1985	0.62	7月4日	-0.95	1月26日	
S61 1986	0.42	7月23日	-0.88	12月11日	
1987	0.34	7月20日	-0.74	1月6日	
1988	0.38	7月17日	-0.67	1月8日	
1989	0.52	9月7日	-0.66	12月31日	
1990	0.29	9月22日	-0.68	1月1日	
1991	0.34	4月8日	-0.40	9月28日	
1992	0.35	5月10日	-0.55	9月29日	
1993	0.48	7月6日	-0.42	11月10日	琵琶湖平均
H6 1994	0.28	4月19日	-1.23	9月15日	(片山・彦根・大溝・堅田 ・三保ヶ崎の5地点平均)
H7 1995	0.93	5月16日	-0.94	12月23日	
1996	0.27	5月10日	-0.90	1月1日	午前6時の水位
1997	0.36	4月7日	-0.69	11月14日	
1998	0.33	5月13日	-0.41	9月15日	
1999	0.35	1月5日	-0.62	12月29日	
2000	0.29	4月22日	-0.97	9月10日	